

## 技術条件書

### 公募する新技術

#### 「東京都障害者総合スポーツセンター改修工事の特定天井に関する技術」

エントランスホール（ラウンジ・食堂（200 m<sup>2</sup>以上））の 6m 超の高さにおいて、改修工事で設置する特定天井（建築基準法施行令第 39 条第 3 項の特定天井とする。）について、関連法規に適合しつつ、安全かつ必要な機能を継続的に確保するのに適した技術。

（ただし、特定天井の技術基準は建築基準法施行令第 39 条第 3 項に基づくものとするが、平 25 国交令第 771 号第 3 第 1 項第一～十一号の仕様ルートを除く。）

本公募で求める技術条件を以下に示す。

#### A 性能基準

##### ・安全性

ア 特定天井における建築基準法施行令第 39 条第 3 項に基づく構造安全性に優れたもの。

（提案技術の優位性を記載すること。安全性に対し、極稀（レベル 2）地震に対しての対応等想定以上の外力に対しての配慮をしている場合は、審査にあたり加点要素とする。）

#### B 機能性

イ メンテナンス性に優れたものであること。平成 27 年国住指第 3740 号（特定天井の定期調査について（技術的助言））に基づく定期調査を円滑に行うことができる天井方式（天井下地、仕上げ）とすること。

（メンテナンス性の優位性について、定量的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

ウ 地震発生後天井材において B C P（事業継続性）を確保する技術がある場合は記載すること。

（具体的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

エ リサイクル材の使用や、撤去時の廃棄物削減等、資源の有効利用が図れるものであること。

（具体的な実績を踏まえた定量的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

オ 有害物質への配慮があること。

（特筆すべき事項等について、定量的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

カ 用途を考慮し、音響性能に配慮したものであること。

（定量的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

キ 用途を考慮し、意匠性に配慮したものであること。

ク 耐久性についての配慮がある場合は記載すること。

（定量的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

ケ その他、より機能性を高める工夫や特筆すべき事項があれば記載すること。

#### C 先進性

コ 特許等の取得あるいは申請の状況、技術論文の公表、受賞履歴、業界誌や新聞など紙面上の技術紹介により先進性が確認できること（自社のホームページのみの紹介は不可）。

#### D 経済性

サ 天井（天井下地、仕上げ）の工事費が適切であること。市場調査結果等を踏まえ今回規模の天井における標準工事費（材料費および施工（歩掛）費）を算出する。（m<sup>2</sup>単価等）

#### E 施工性

シ 施工実績がある、もしくは施工が確実にできるもの。

（建築確認済証、性能評価機関での性能評価を受けている場合はその写しを添付する。）

ス 既存天井における改修工事に施工可能な天井方式（天井下地、仕上げ）とし、かつ工期短縮が図れるなど、施工時における施工性能に優れたもの。なお、既存天井内のダクト設備、照明器具等は更新を想定しているが、天井下地施工において、これら設備配管等への配慮について記載すること。

（施工実績を踏まえた具体的な記載があれば審査にあたり加点要素とする。）

以上